

第99号 令和7年1月1日発行

衛生検査所業

規約の遵守で 正常な商慣習を

編集・発行

衛生検査所業
公正取引協議会

東京都文京区後楽2丁目3番28号

K.I.S 飯田橋2階

TEL & FAX 03-5805-0250

公取協ニュース



年頭所感

消費者庁 表示対策課長
高居 良平

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

衛生検査所業公正取引協議会の会員の皆様におかれましては、日頃から、公正競争規約の適正な運用に御尽力いただくとともに、消費者庁の消費者行政に対する御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

景品表示法についての今年の動きを2点御紹介いたします。

1点目は、改正景品表示法についてです。御案内のとおり、昨年10月1日から施行されております。今般の改正は、確約手続の導入等を中心としておりますが、確約手続に係る法運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保する観点から、認定確約計画の概要、当該認定に係る違反被疑行為の概要等を公表することとしておりますので、今後、そのような公表事案につきましても、景品表示法違反未然防止の観点から参考にさせていただければと思います。

2点目は、No.1表示の実態調査についてです。No.1表示に関する景品表示法の措置が相次いだことを踏まえまして、No.1表示に関する実態調査を行い、昨年9月26日に調査結果をまとめた報告書を公表いたしました。報告

書においては、No.1表示が合理的根拠を有すると認められるために必要な事項と考え方を明らかにしています。消費者庁としましては、この調査結果も踏まえ、不当なNo.1表示等が疑われる事案に対しては、迅速に指導を行い是正を図ることを含め、引き続き、景品表示法に基づき厳正に対処してまいりたいと考えております。

消費者庁は、本年も不当な表示及び過大な景品類の提供行為に対して、景品表示法の規定に基づいて厳正・迅速に対処するとともに、同法の普及・啓発に関する活動を行うなど、表示等の適正化に努めていく所存です。貴協議会におかれましては、引き続き、消費者庁における消費者行政に対する御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、公正競争規約の運用等を通じて業界の取引適正化を推進することにより、業界全体が一層信頼されることを強く期待しております。

最後になりますが、衛生検査所業に携わる皆様の今後のますますの御活躍と御健勝を祈念して、新年の御挨拶とさせていただきます。



年頭所感

社会の信頼は公正競争規約の完全遵守

衛生検査所業公正取引協議会
会長 久川 芳三

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、恭しく新年を迎えられたことと拝察いたします。

昨年は1月1日に、石川県能登地方においてマグニチュード7.6の地震が発生して同地が大変な災害にあったばかりでなく、9月にも豪雨被害が発生しました。

甚大な被害をもたらし、その影響が今なお多くの皆様に苦しみ、各地各所に爪痕が残っていることを思いますと、改めて一日も早い復旧・復興を願わずにはおれません、皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

新しい年を迎え、当業界においても課題は決して少なくありません。

昨年の診療報酬改定の影響もさることながら、現下は人材の確保が大きな問題となっています。特に検体の集荷を中心とした物流面で難しくなっていて、当業界の集荷担当者は単なる物を運ぶ仕事ではなく、患者様の治療に直結する大事な検体を運ぶのですから取り扱いや温度管理など十分な注意が必要で、その知識を備えている必要があります。

その為、より求人に苦慮する結果になっていることがあり、人材を確保するために苦勞している状況です。

電気料金・燃料費・製造加工品等々の価格上昇が続いていることに加え、賃上げの世情に対処するための労務費転嫁も衛生検査所業界に大きな課題としてもたらされています。

このような厳しい現状にも関わらず、会員の皆様におかれましては、日本の良質な医療に貢献する矜持を持ち、検体検査の有用性・重要性を意識し、健康増進と疾病予防にご尽力いただけていることに改めて敬意を表する次第でございます。

社会的責任の大きい当業界であります、経済的な影響を受けている厳しい時代こそ、公正競争規約を順守した営業活動を行ってください。

衛生検査所業公正競争規約は、公正な衛生検査市場を構築し、衛生検査所業界を発展させるための営業活動基準として定められています。

おかげさまで、会員の皆様の近年の規約順守活動により、大きな成果が目に見える形で表れてきています。

今年も規約の完全順守を達成するために、全会員が公正競争規約を再認識して、公取協のスローガン、規約違反を「しない」「させない」「許さない」「皆で守る公正競争規約」を心に持って活動していただきたいと思います。

医療の一翼を担う衛生検査所が社会的責任を果たすためにも、公正競争規約を順守した健全な市場の構築が必要です。

会員各位の一層のご協力・ご支援をお願い申し上げます。

この一年も、会員の皆様にとって実り多き年となりますように、また衛生検査所業界がますます発展することを祈念して、年頭の挨拶とさせていただきます。

規約遵守状況調査（定期調査）

定期調査は、「規約遵守状況調査マニュアル」に基づき実施されるもので、規約で禁止されている景品類の提供行為全般を対象として、他社の規約に違反する疑いのある行為について情報提供を求めるものです。提供された情報については、運営委員会に諮って具体的な事実関係の調査を行うか否かを決め、事実関係の調査を行った結果、違反行為が確認されれば「規約違反措置基準」に則り処理されることになります。

今回の調査では、規約に違反する疑いのある情報提供は5件ありました。

| | |
|----------|---------------------|
| ① 調査票の発送 | 令和6年9月1日（9月25日締め切り） |
| ② 調査対象 | 全国の会員89社（80社から回答） |
| ⑤ 調査の結果 | 情報提供5件 |

運営委員会に諮った結果、会員の被疑行為1件について、該当地区の調査委員が事実確認調査を行うことになります。会員の皆様は調査委員の調査にご協力ください。

公正取引協議会研修会（独占禁止法・公正競争規約）実施

昨年は、令和6年度の研修会を北海道地区協議会（11月1日 受講者41名）・東北地区協議会（11月8日 受講者73名）・中国地区協議会（11月8日 受講者42名）・関東甲信越地区協議会（11月21日 受講者115名）・九州地区協議会（12月10日 受講者20名）で行いました。

営業の方々に大きくかわりがあり、必要不可欠な知識でもあります独占禁止法や公正競争規約についての解説をしますので、今年開催予定の地区協議会所属の会員会社営業職の方は、是非受講いただければと存じます。



北海道地区協議会（於 ホテルライフオート札幌）



一口メモ

独占禁止法のうち優越的地位の濫用への取組

御存知のとおり、「臨床検査の諸資材コスト高騰等や臨床検査における労務費の適切な価格転嫁」について、ご理解とご協力をお願いする文書を日本衛生検査所協会の会長名で作成しました。

これらの文書が作成できたのは、公正取引委員会等政府全体の姿勢が取引先との関係で立場が弱い事業者への支援する方向の流れになっている背景があります。

ここ数年は、公正取引委員会が優越的地位の濫用に関して積極的に取り組んでおり、特に、「価格転嫁」や「買い叩き行為」等の取引価格に関して重点を置いているため、資材コストアップ分や賃金の引き上げ分を適切に反映できるように後押ししている、言わば「追い風」の状態になっています。

追い風といっても価格改定が簡単にできるわけではありませんが、取引先は商談の申し出を門前払いすることはできないということが公正取引委員会のガイドラインに示されていますので、価格改定を含む取引条件を改定・改

善できる可能性が高まっている、チャンスといえる状況です。

このような状況であっても、改善が中々進まない、手っ取り早く価格改定ができそうな方法として「カルテル」を選択してしまう事業者もいますが、この誘惑には決して負けないでください。

取引上の立場が弱い事業者であっても、「カルテル」や「入札談合」を行った者に対して、公正取引委員会は厳しい姿勢を崩していません。

独占禁止法違反を問われると、違反事業者だけでなく事業者団体にも厳しい目が向けられる可能性があります。

公正競争規約のある業界は、公正取引委員会から信頼されている業界と考えられますが、これまでの運用で築き上げてきた信頼を失うような違反行為を行えば、公正競争規約の認定が取り消されたりする可能性もあります。

苦勞して認められた公正競争規約、今後も会員皆さんで大事にしたいものです。

Q&A

Q 医療機関から採血管の代金を請求する根拠は何だと質問がありますが、どのように答えたらよいのでしょうか？

A 衛生検査所業界では、公正な取引ルールとして公正競争規約を設定し、衛生検査の取引を不当に誘引することとなる景品類の提供を原則禁止しています。公正競争規約において無償提供が認められる容器は、検体を医療機関から衛生検査所まで保管・輸送するための容器であって、検体採取など他の用途には使用されないものとしています。

検体採取のための機能を持つ真空採血管等は、医療機関の収入である基本診療料等の中に含まれていますので、その分については医療機関側において用意しなければなりません、経済的価値のある物品を無償で提供する事は当然ながら規約に抵触するという事です。

当協会から会員に対して、医療機関との契約に際しては、有償の容器類については、無償ではないことを明確にするため、契約書又は請求書において、検査料金と容器代の区分記載をお願いしています。

◆ 公正取引協議会のホームページ ◆

<http://www.kensa-koutorikyo.org>



ホームページには公正取引協議会や公正競争規約の概要など、医療機関や一般の方々にもご理解いただけるような内容で構成しています。是非、広く周知していただければと思います。

また、ホームページの会員専用「会員のみなさま」には、会員向け「お知らせ」他、オンデマンドの研修会動画も掲載していますので、ウェブ版Q&A同様、公正競争規約や独占禁止法の内容習得に活用してください。

ウェブ版 Q&A 営業活動時や取引先での対応に、是非ご活用ください。

ウェブ版Q&Aをホームページの会員専用に掲載しています。公取協や公正競争規約に関する解説はもとより、規約違反になる事例や規約違反の対象になる具体的な容器類などを分かりやすく示しています。

ウェブ版 Q&A は、衛生検査所業公正取引協議会ホームページの「会員のみなさま」サイトの「Q&A」で閲覧できます。また、スマートフォンからも同様に閲覧できますので、右記2次元バーコードを読み取ってサイトにお入りください。「会員のみなさま」は会員以外の方の閲覧制限をしていますので、入力する「ユーザー名」「パスワード」は貴社登録の規約運用責任者にご確認ください。



編集後記

EXPO2025、今年の4月13日から10月13日まで、大阪・関西万博が開催されます。

大阪万博と聞くと、私の年齢ですと1970年の万博の印象が強く、戦後25年で高度成長を成し遂げ、アメリカに次ぐ世界第2位の経済大国になった日本の象徴的なイベントで、太陽の塔や月の石などで盛り上がったことを思い出します。

電気自動車や動く歩道、モノレール、缶コーヒー、携帯電話、ファミレス、ケンタッキーフライドチキン等々が万博で初めて登場して現代につながっています。

約30年続いたデフレ経済も転換しそうな気配が出てきていますが、大阪・関西万博を契機に、また夢のある経済成長社会になってほしいです。

公取協も今期40周年を迎えました、公取協ニュースは次号が第100号になります。

一つの区切りを契機に、公正競争規約の完全順守、適正な市場で夢のある経済成長業界になってほしいです。(あ)